

平成 30 年 1 月 12 日

企業会計基準適用指針第 17 号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」

企業会計基準適用指針第 17 号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」（平成 19 年 4 月 25 日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

改正後	改正前
<p>企業会計基準適用指針第 17 号 「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」</p> <p style="text-align: right;">平成 19 年 4 月 25 日 <u>改正平成 30 年 1 月 12 日</u> 企業会計基準委員会</p> <p>(削 除)</p>	<p>企業会計基準適用指針第 17 号 「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」</p> <p style="text-align: right;">平成 19 年 4 月 25 日 企業会計基準委員会</p> <p>本適用指針は、平成 20 年 12 月 26 日までに公表された次の会計基準等による修正が反映されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」</u>（平成 20 年 12 月 26 日公表）
<p>適用指針 範 囲</p> <p>2. 本適用指針は、金融商品会計基準が適用される場合において、払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に適用する。また、本適用指針は、これに関連する新株予約権及び自己新株予約権の会計処理についても取り扱っている。ただし、新株予約権については、現金のみを対価として受け取り、付与されるものに限る。</p> <p>なお、本適用指針では、会社法施行日前に発行の決議があったものについては適用しない。ただし、会社法施行日前に発行の決議が</p>	<p>適用指針 範 囲</p> <p>2. 本適用指針は、金融商品会計基準が適用される場合において、払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に適用する。また、本適用指針は、これに関連する新株予約権及び自己新株予約権の会計処理についても取り扱っている。ただし、新株予約権については、現金を対価として受け取り、付与されるものに限る。</p> <p>なお、本適用指針では、会社法施行日前に発行の決議があったものについては適用しない。ただし、会社法施行日前に発行の決議があった新株予約権及び新株予約権付社債を、会社法施行日後におい</p>

改正後	改正前
<p>あった新株予約権及び新株予約権付社債を、会社法施行日後において取得した場合の自己新株予約権等については本適用指針を適用する。</p>	<p>て取得した場合の自己新株予約権等については本適用指針を適用する。</p>
<p>適用時期等 29. <u>平成 19 年に公表された本適用指針（以下「平成 19 年適用指針」という。）は、平成 19 年適用指針公表日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用する。</u> なお、<u>平成 19 年適用指針の適用により、実務対応報告第 16 号「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」（以下「実務対応報告第 16 号」という。）は廃止する。</u></p>	<p>適用時期等 29. 本適用指針は、<u>本適用指針公表日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用する。</u> なお、<u>本適用指針の適用により、実務対応報告第 16 号「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」（以下「実務対応報告第 16 号」という。）は廃止する。</u></p>
<p><u>29-2. 平成 30 年に改正された本適用指針（以下「平成 30 年改正適用指針」という。）の適用時期は、平成 30 年に公表された実務対応報告第 30 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（以下「有償新株予約権実務対応報告」という。）と同様とする。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>議 決 30. <u>平成 19 年適用指針は、第 127 回企業会計基準委員会に出席した委員 11 名全員の賛成により承認された。</u></p>	<p>議 決 30. <u>本適用指針は、第 127 回企業会計基準委員会に出席した委員 11 名全員の賛成により承認された。</u></p>
<p><u>30-2. 平成 30 年改正適用指針は、第 376 回企業会計基準委員会に出席した委員 12 名全員の賛成により承認された。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>結論の背景 経 緯 <u>(平成 19 年適用指針)</u></p>	<p>結論の背景 経 緯 31. (略)</p>

改正後	改正前
31. (略)	
32. 平成 19 年適用指針は、「金融商品に係る会計基準」(企業会計審議会 平成 11 年 1 月 22 日)が平成 18 年 8 月 11 日に企業会計基準第 10 号として改正され、転換社債及び新株引受権付社債に関する定めが新株予約権付社債に関する定めに改められたことなどから、従前の実務対応報告第 16 号の内容を企業会計基準第 10 号の適用上の指針として新たに定めたものである。また、実務対応報告第 16 号では取り扱われていなかった外貨建転換社債型新株予約権付社債に関する取得者側及び発行時に区分法を採用している場合の発行者側の会計処理についても明らかにしている。	32. 本適用指針は、「金融商品に係る会計基準」(企業会計審議会 平成 11 年 1 月 22 日)が平成 18 年 8 月 11 日に企業会計基準第 10 号として改正され、転換社債及び新株引受権付社債に関する定めが新株予約権付社債に関する定めに改められたことなどから、従前の実務対応報告第 16 号の内容を企業会計基準第 10 号の適用上の指針として新たに定めたものである。また、実務対応報告第 16 号では取り扱われていなかった外貨建転換社債型新株予約権付社債に関する取得者側及び発行時に区分法を採用している場合の発行者側の会計処理についても明らかにしている。
33. さらに、平成 19 年適用指針では、会社法において、一定の事由が生じたことを条件として、新株予約権付社債の発行者が当該新株予約権付社債を取得できることとする条項(取得条項)が付された新株予約権付社債を発行することが可能となったため、その会計処理を取り扱っている。これは、実務対応報告第 16 号の公表後に、本件に関する質問が多く寄せられたことに対応するものである。	33. さらに、本適用指針では、会社法において、一定の事由が生じたことを条件として、新株予約権付社債の発行者が当該新株予約権付社債を取得できることとする条項(取得条項)が付された新株予約権付社債を発行することが可能となったため、その会計処理を取り扱っている。これは、実務対応報告第 16 号の公表後に、本件に関する質問が多く寄せられたことに対応するものである。
<p>(平成 30 年改正適用指針)</p> <p>33-2. 平成 30 年改正適用指針は、企業がその従業員等に対して権利確定条件が付されている新株予約権を付与する場合に、当該新株予約権の付与に伴い当該従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込む取引(当該取引において付与される新株予約権を「権利確定条件付き有償新株予約権」という。以下同じ。)の会計処理等を有償新株予約権実務対応報告において明らかにしたことに伴い、必要と考えられる改正を行ったものである。</p>	(新 設)
<p>範 囲</p> <p>34. 本適用指針では、新株予約権について、現金のみを対価として受</p>	<p>範 囲</p> <p>34. 本適用指針では、新株予約権について、現金を対価として受け取</p>

改正後	改正前
<p>け取り、付与されるものを適用範囲としている（第2項参照）。これは、平成17年12月27日公表の企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」（以下「ストック・オプション会計基準」という。）で取り扱われていない新株予約権の会計処理を適用範囲とする趣旨である。ストック・オプション会計基準では、企業がその従業員等に対してストック・オプションを付与する取引の他、企業が財貨又はサービスを取得するときの対価として自社株式オプション（新株予約権）を付与する取引についても取り扱っているが、企業が現金のみを取得するときの対価として自社株式オプション（新株予約権）を付与する取引は前提としていない（ストック・オプション会計基準第3項）。したがって、当該取引の会計処理については、本適用指針の定めによることとなる。</p> <p>なお、<u>有償新株予約権実務対応報告において、企業がその従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する場合に、当該権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴い当該従業員等が一定額の金銭を企業に払い込む取引が対象とされ、当該権利確定条件付き有償新株予約権は、企業が従業員等から払い込まれる金銭の対価及び従業員等から受ける労働や業務執行等のサービスの対価として付与するものと整理し、ストック・オプション会計基準第2項(2)に定めるストック・オプションに該当するとされている。したがって、当該実務対応報告の適用対象となる新株予約権は、本適用指針の適用範囲には含まれないこととなる。また、敵対的買収防止策として一定の者に自社株式オプション（新株予約権）が付与される取引のように、対価性のないことが明確である取引の場合には、当該取引に関して費用を認識しないことがストック・オプション会計基準で示されている（ストック・オプション会計基準第33項）ため、当該取引に本適用指針の定めは適用されないこととなる。ただし、敵対的買収防止策として付与した自社株式オプション（新株予約権）を消却する場合等に生じる自己新株予約権の会計処理につ</u></p>	<p>り、付与されるものを適用範囲としている（第2項参照）。これは、平成17年12月27日公表の企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」（以下「ストック・オプション会計基準」という。）で取り扱われていない新株予約権の会計処理を適用範囲とする趣旨である。ストック・オプション会計基準では、企業がその従業員等に対してストック・オプションを付与する取引の他、企業が財貨又はサービスを取得するときの対価として自社株式オプション（新株予約権）を付与する取引についても取り扱っているが、企業が現金を取得するときの対価として自社株式オプション（新株予約権）を付与する取引は前提としていない（ストック・オプション会計基準第3項）。したがって、当該取引の会計処理については、本適用指針の定めによることとなる。</p> <p>なお、敵対的買収防止策として一定の者に自社株式オプション（新株予約権）が付与される取引のように、対価性のないことが明確である取引の場合には、当該取引に関して費用を認識しないことがストック・オプション会計基準で示されている（ストック・オプション会計基準第33項）ため、当該取引に本適用指針の定めは適用されないこととなる。ただし、敵対的買収防止策として付与した自社株式オプション（新株予約権）を消却する場合等に生じる自己新株予約権の会計処理については、本適用指針の定めによることとなる。</p> <p>（以下 略）</p>

改正後	改正前
いては、本適用指針の定めによることとなる。 (以下 略)	

以 上